

議案第 6 号

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 5 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 5 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより

一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。) を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第8条中「設置するときは」を「設置する場合は、その行う保育に支障がないときに限り」に改め、同条ただし書を削る。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第5条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

令和5年2月24日提出

飯能市長 新井重治

飯能市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第5条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u></p> <p><u>第5条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のた</u></p>	

めの移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第8条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置する場合は、その行う保育に支障がないときに限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第11条 削除

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第8条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳

	<p><u>幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関する利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第12条 省略	第12条 省略
2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に <u>対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する</u> よう努めなければならない。	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように <u>必要な措置を講ずる</u> よう努めなければならない。
3～5 省略	3～5 省略

第四条 第四条の表の規定による改正後の家庭的保育事業等基準第七条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定する「フザー」その他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「フザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十日までの間、当該自動車に「フザー等」を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、「フザー等」の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令五百七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の設備運営基準第一条第一項第二号中「第七十二条第一号」を「第七十二条第一号」に、「並びに附則第九十四条第一項」を「並びに附則第九十四条第一項」に改め、同表改正後欄の設備運営基準第一条第一項第二号中「第七十二条第一号」を「並びに第七十二条第一号」に改め、「並びに附則第九十四条第一項」を削り、同項第三号中「第六条の三」の下に「第六号」に改め、「並びに附則第七十一条第一項」の下に「第六号」を「第六号」に改め、「第六号」を加え、同欄の設備運営基準第六条の三第一項中「以下の条において同じ」を「以下の条及び次条において同じ」に改める。

第三条の表改正後欄の指定通所支援基準第一条第十号中「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四、第七十二条の五、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）」を「第四十条の二（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）」、「第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条の九、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）」を「第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）」、「第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）」、「第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二、第七十二条の六、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）」、「第四十条の三第一項（第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十二条の二及び第七十二条の六において準用する場合を含む。）」に改め、同欄の指定通所支援基準第七十九条中「第四十条の二」の下に「第四十条の三第一項」を加え、同欄の指定通所支援基準第七十九条中「第四十条の二」の下に「第四十条の三第一項」を加える。

第五条の表改正後欄の指定入所施設基準第一条第三号中「第三十七条の二（第五十七条において準用する場合を含む。）」の下に「第三十七条の三（第五十七条において準用する場合を含む。）」を加える。

第五条の表改正後欄の家庭的保育事業等基準第一条第一項第二号中「第七条の二」の下に「第七条の三」を加える。

他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。附則において「指定入所施設基準」という。）の一部を次の表のよう改正する。

(自動車を運行する場合の所在の確認)			(傍線部分は改正部分)		
改	正	後	改	正	前
(自動車を運行する場合の所在の確認)			(新設)		
第三十七条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)		第六条の三 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)	
第四条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号。附則において「家庭的保育事業等基準」という。）の一部を次の表のよう改正する。	(新設)		(新設)		
改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)	改 正 後	改 正 前	(傍線部分は改正部分)

第五条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のよう改正する。

(施行期日)			(傍線部分は改正部分)		
附 則	改	正	後	改	正
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。 (自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置)					
第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。					
第二条 第一条の表の規定による改正後の設備運営基準第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。					
第三条 第二条の表の規定による改正後の指定通所支援基準第四十条の三第二項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。					

その他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。）を日常用的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第六条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十三号）の一部を次の表のよう改正する。

附 則	改	正	後	改	正
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。 (自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置)					
第二条 第一条の表の規定による改正後の設備運営基準第六条の四第二項の規定の適用については、保育所及び児童発達支援センターにおいて児童の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する保育所及び児童発達支援センターは、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。					
第三条 第二条の表の規定による改正後の指定通所支援基準第四十条の三第二項の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障害児の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障害児の送迎を目的とした自動車を日常用的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障害児の所在の確認を行わなければならない。					

○厚生労働省令第百七十五号 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の十二第三項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の十六第二項及び第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。 令和四年十二月二十八日	
<small>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する基準の一部改正）</small>	
改 正 後	改 正 後
(自動車を運行する場合の所在の確認) 第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	(新設) 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれがないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にフザード装置を備え、これを用いて前項に定める所の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(傍線部分は改正部分)

○厚生労働大臣 加藤 勝信

第一条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。附則において「指定通所支援基準」という。）の一部を次の表のよう改する。

改 正 後	改 正 後
(自動車を運行する場合の所在の確認) 第六条の四 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。	(新設) 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にフザード装置を備え、これを用いて前項に定める所の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(傍線部分は改正部分)

(新設)

- 第三十六条の十六の二** 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する児童自立生活援助の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- ② 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- ③ 児童自立生活援助事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第三十六条の十七 (略)

- ② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

第三十六条の十七 (略)

- ② 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基準

十一・十二 (略)

第四十六条 削除

九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基準

十一・十二 (略)

(準用)

九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定による基準

(準用)

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定は、

九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(準用)

九条において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条、第七十一条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)、第四十六条(第六十四条において準用する場合を含む。)、第四十七条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)及び第五十二条(第六十四条、第七十二条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。)の規定は、

	改	正	後
	改	正	前
第四十三条 削除			
(<u>懲戒に係る権限の濫用禁止</u>)			
第四十三条 指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。			
(傍線部分は改正部分)			
第六条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成二十六年厚生労働省令第六十一号) の一部を次の表のように改正する。			
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)			
第六条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成二十六年厚生労働省令第六十一号) の一部を次の表のように改正する。			
(傍線部分は改正部分)			
第十三条 削除			
第十三条 家庭的保育事業等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。			

(抜粋)

○厚生労働省令第百六十七号
民法等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百一号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を
次のように定める。

令和四年十二月十六日

（児童福祉法施行規則の一部改正）
第一条 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

第一項

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二項 第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

	改	正	後	
	改	正	前	（傍線部分は改正部分）
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一・二 （略）

三 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条の二、第九条の四、第十条第三項、第十一条、第十二条、第十四条の二、第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る）、第二十一条、第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第三十三条第一項において適用する場合を含む。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）（第三十条第十一条第一項において準用する場合を含む。）第三十二条の二（第二十条第一項において準用する場合を含む。）、第三十五条、第四十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十九条第二条第二項において準用する場合を含む。）、第四十八条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第五十七条第一号（給食施設に係る部分に限る。）、第六十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）（第七十二条第一項において適用する場合を含む。）並びに第七十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定による基準

四 （略）

2・3 （略）

第九条の三 削除

厚生労働大臣 加藤 勝信

第九条の三 削除
（慈戒に係る権限の適用禁止）
第九条の三 児童福祉施設の長は、入所中の児童に対し法第四十七条第一項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第三項の規定により懲戒に際しその児童の福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

域相談支援基準第二十八条の二（新指定地域相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む）、新指定地域相談支援基準第二十八条の二（新指定地城相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む）、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第一百三十六条、第一百三十六条の十二並びに第一百六条の二十において準用する場合を含む）、第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第一百一十五条、第一百二十五条の四、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十七条、第一百七十七条の四、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第二百二十三条、第二百二十三条の十一、第二百二十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十五条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第二百二十三条、第二百二十三条の十一、第二百二十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十五条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第五十五条第二項及び第二百二十三条、第二百二十三条の十一、第二百二十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新地域活動支援センター基準第五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む）、第九条の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という）第十条第三項、新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む）、新指定地域相談支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む）、新設備運営基準第十条第三項（新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む）、新指定地域相談支援基準第五十七条において準用する場合を含む）、新指定地城相談支援基準第二十二条第三項（新指定地城相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む）、新指定計画相談支援基準第二十二条第三項及び新指定障害児相談支援基準第二十二条第三項（新指定地城相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六条の二（保育所に係るものと除く）、第三条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第四十条の二、第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十七条の二及び第七条の規定による改正後の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第六条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

施設基準第五十七条规定において準用する場合を含む）、新指定地城相談支援基準第二十八条の二（新指定地城相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む）、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四条第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四、第四十八条第一項及び第二項、第一百三十六条、第一百三十六条の十二並びに第二百六条の二十において準用する場合を含む）、第七十一条第二項及び第九十条第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三条の五、第一百一十五条、第一百二十五条の四、第一百六十二条、第一百六十二条の四、第一百七十七条、第一百八十四条、第一百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第二十七条第二項及び第二百二十三条、第二百二十三条の十一、第二百二十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十五条第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八条、第三十三条及び第四十二条において準用する場合を含む）、新指定障害者支援施設基準第四十五条第二項、新障害福祉サービス基準第五十五条第二項及び第二百二十三条、第二百二十三条の十一、第二百二十三条の二十二及び第二百二十三条第一項において準用する場合を含む）、新地域活動支援センター基準第五条第二項、新福祉ホーム基準第十四条第二項、新障害者支援施設等基準第三十七条第二項、新指定通所支援基準第四十一条第二項（新指定通所支援基準第五十四条の五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む）、新設備運営基準第十条第三項（新指定入所施設基準第三十八条第二項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む）、新指定地域相談支援基準第五十七条において準用する場合を含む）、新指定地城相談支援基準第二十二条第三項（新指定地城相談支援基準第四十五条において準用する場合を含む）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3-5 (略)

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第六条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第一号)の一部を次の表のよろと改定する。

	改	正	前
第一条の十三 契約者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条第一項の二十の二及び第一項の二十の三において「委託児童等」という)に対し法第四十七条规定により懲戒に関するその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第一条の十三 契約者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条において「委託児童等」という)に対し法第四十七条规定により懲戒に関するその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	(新設)	(傍線部分は改正部分)

(衛生管理等)

第十四条 (略)

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講するよう努めなければならない。

3-5 (略)

(児童福祉法施行規則の一部改正)

第六条

児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第一号)の一部を次の表のよろと改定する。

	改	正	後
第一条の二十の二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童等の安全の確保を図るため、小規模住居型児童養育事業を行う住居」として、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の設備の安全点検、養育者等、委託児童等に対する住居外での活動、取組等を含めた小規模住居型児童養育事業を行う住居での生活その他の日常生活における安全に関する指導、養育者等の研修及び訓練その他小規模住居型児童養育事業を行う住居における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	第一条の二十の二 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	第一条の十三 契約者は、委託児童又は法第三十一条第二項の規定により引き続き委託を継続されている者(以下この条において「委託児童等」という)に対し法第四十七条规定により懲戒に関するその委託児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。	③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。	② 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うよう努めるものとする。	第一条の二十の三 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居」として、感染症や非常災害の発生時において、委託児童等に対する養育を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために計画(以下この条において「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。	② 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	③ 小規模住居型児童養育事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
第三十六条の十五の二 児童自立生活援助事業者は、入居者の安全の確保を図るため、児童自立生活援助事業所」として、当該児童自立生活援助事業所の設備の安全点検、職員、入居者に対する児童自立生活援助事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童自立生活援助事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(新設)		

(新設)

改	正	後
(趣旨)		

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村

(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条(当該家庭的

保育事業者等の職員に係る部分に限る。)、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四

条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村

が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第七条の二、第十一条から第十三条まで、第十五

条、第十六条、第二十条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十

五条、第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条におい

て準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第

三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)及び第四号(調理設備に係る部分に

限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第三十三条第一号(調

理設備に係る部分に限る。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十五条、第三十

七条、第四十条、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る

部分に限る。)、第四十五条及び附則第一条から第五条までの規定による基準

三 (略)

2・3 (略)

(安全計画の策定等)

第七条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、家庭的保育事業所等

、()とし、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等の日常生活における安全に関する指導

、職員の研修及び訓練その他の家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計

画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講

じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行ふものとする。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村

(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条ただし番(保

育に直接従事する職員に係る部分に限る。)、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四

条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村

が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六

条、第二十条、第二十二条第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第二十五条(第三

十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する

場合を含む。)、第二十七条、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条

及び第四十八条において準用する場合を含む。)及び第四号(調理設備に係

る部分に限る。)及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十五条、第三十七

十条、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。)及び第五号(調理室に係る部分に限る。)

第四十五条及び附則第二条から第五条までの規定による基準

三 (略)

(新設)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。



(抜 粋)

○厚生労働省令第百五十九号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第三項、第二十四条の八の二第二項、第三十四条の十六第二項、第四十五条第二項及び第四十九条の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月三十日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次の表のよう改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
---	---	---

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第八条第二項(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十四条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第四十五条第一項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という。)は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第八条ただし書(入所している者の保護に直接従事する職員に係る部分に限る)、第十七条、第二十一条、第二十二条、第二十二条の二第一項、第二十七条、第二十七条の二第一項、第二十八条、第三十条第二項、第三十三条第一項(第三十条第一項において準用する場合を含む)及び第二項、第三十八条、第四十二条、第四十二条の二第一項、第四十三条、第四十九条、第五十八条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十四条第一項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条、第八十三条、第八十四条の三、第九十条並びに第九十四条から第九十七条までの規定による基準